

～平成30年度～

# 年越し支援金のご案内



年越し支援金は、共同募金運動の一環である「歳末たすけあい募金」に寄せられた、藤枝市住民の皆様の温かい気持ちによって助成を行います。

## 対象となる世帯

【①対象条件】を全て満たし、【②対象区分】のいずれかに該当する世帯

【①対象条件】以下のすべての項目に該当する

1. 平成30年9月1日現在、藤枝市に住民登録がされている人
2. 世帯全員の住民税が非課税である世帯  
(世帯分離・2世帯住宅・離れ住宅は同一世帯として扱います)
3. 生活保護を受給していない世帯
4. 民生委員・児童委員の支援を必要としている世帯

【②対象区分】以下のいずれか1つに該当する

区分	対象要件
要介護者のいる世帯	満65歳以上で介護保険要介護1～5の認定者(要支援1・2を除く)のいる世帯
ひとり親世帯	ひとり親家庭で、児童扶養手当の受給世帯
身体障害児(者)のいる世帯	身体障害者手帳1級または2級所持者のいる世帯
知的障害児(者)のいる世帯	療育手帳AまたはB所持者のいる世帯
精神障害者のいる世帯	精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者のいる世帯
ひとり暮らし高齢者世帯	満65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯

※藤枝市に住民票がある場合でも、9月1日時点で3カ月以上の入院・施設等(グループホームを含む)へ入所している人、通学のために自宅外に居住している人は**対象外**となります。世帯の中に該当する人がいる場合は、その人を除いて申請してください。

## 申請方法

社協窓口へ持参または郵送 ※FAX、Eメールによる申請は不可

《持参・郵送》 藤枝市社会福祉協議会

〒421-1131 藤枝市岡部町内谷 1400-1

《持参のみ》 藤枝市社会福祉協議会在宅福祉センター

藤枝市瀬戸新屋 83-6

## 締切

**10月31日(水)必着** ※窓口へ持参の場合は、午後5時までとなります

**!!締切日を過ぎての申請はできませんので、ご注意ください!!**

- 審査を経て助成が決定した世帯には、12月中旬～下旬頃に、民生委員・児童委員が支援金をお届けします。

《問合せ：藤枝市社会福祉協議会(管理運営係) ☎667-2940》